

第2次富山市男女共同参画プラン
2017－2026

(案)

平成28年12月28日

富山市

第1章 計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げた、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指して、平成 19 年 3 月に「富山市男女共同参画プラン 2007-2016」（第 1 次）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

こうした取組みにより、平成 27 年度に実施した「富山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識に改善が見られたものの、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」といった分野においては、男女が平等ではないと感じる割合が依然として高いことから、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、今後も男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため、近年の社会情勢の変化や、これまでの取組みの成果と課題などを反映させた、今後 10 年間の新たな計画（以下「プラン」という。）を策定するものです。

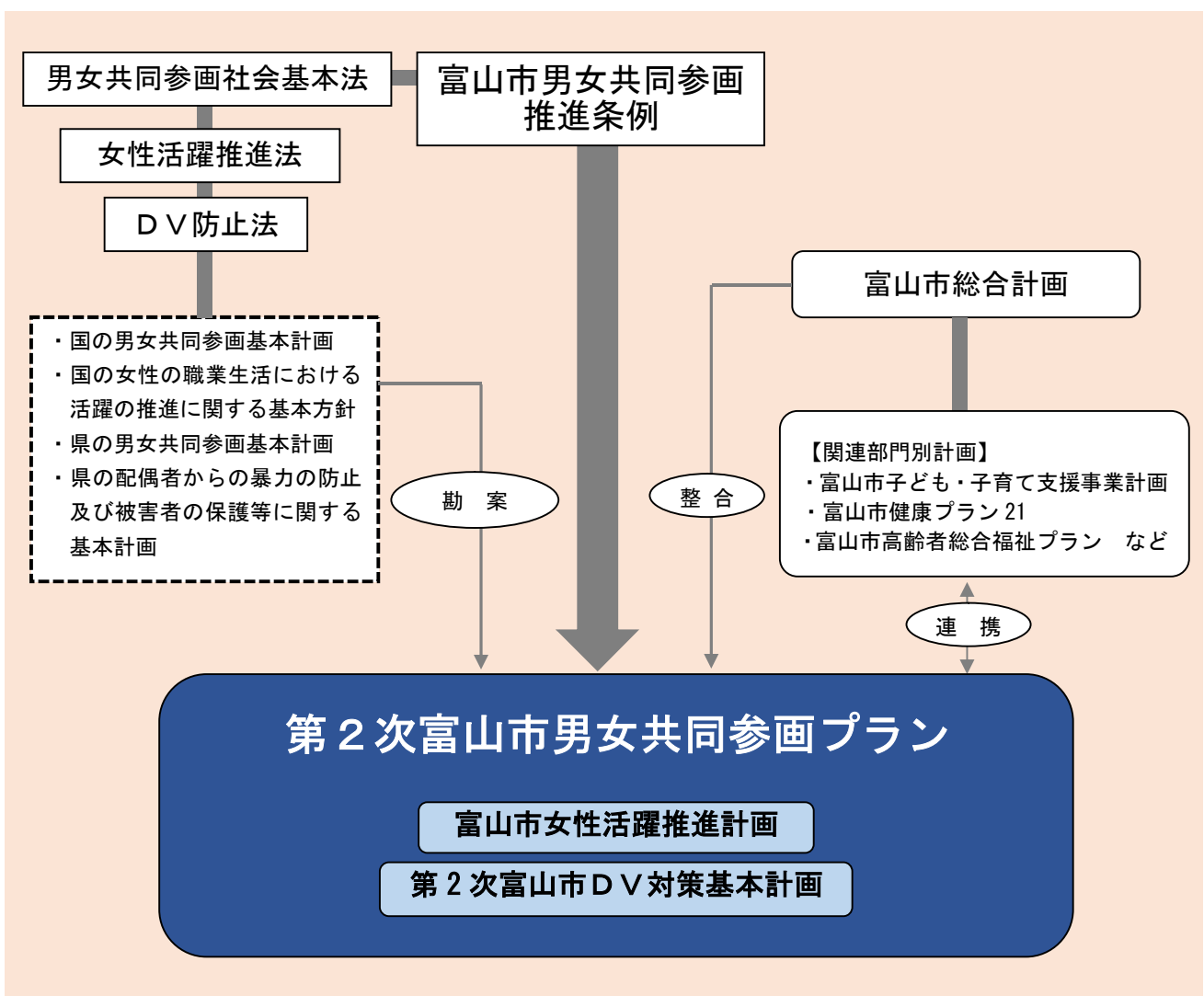
2 計画の位置付け

(1) プランの性格

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び富山市男女共同参画推進条例第16条の規定に基づく計画です。

「富山市総合計画」との整合性を図りながら、関連する本市の部門別計画との連携を図り、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、このプランの一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画として位置付けています。



(2) 計画の構成と計画期間

①計画の構成

本プランは、「基本計画」と「実施計画」から構成します。

「基本計画」は、富山市の男女共同参画社会実現に向けた基本理念を掲げ、計画の基本目標、平成 38 年度までの計画の体系を記し、その目標を達成するための施策の方向を定める推進計画です。

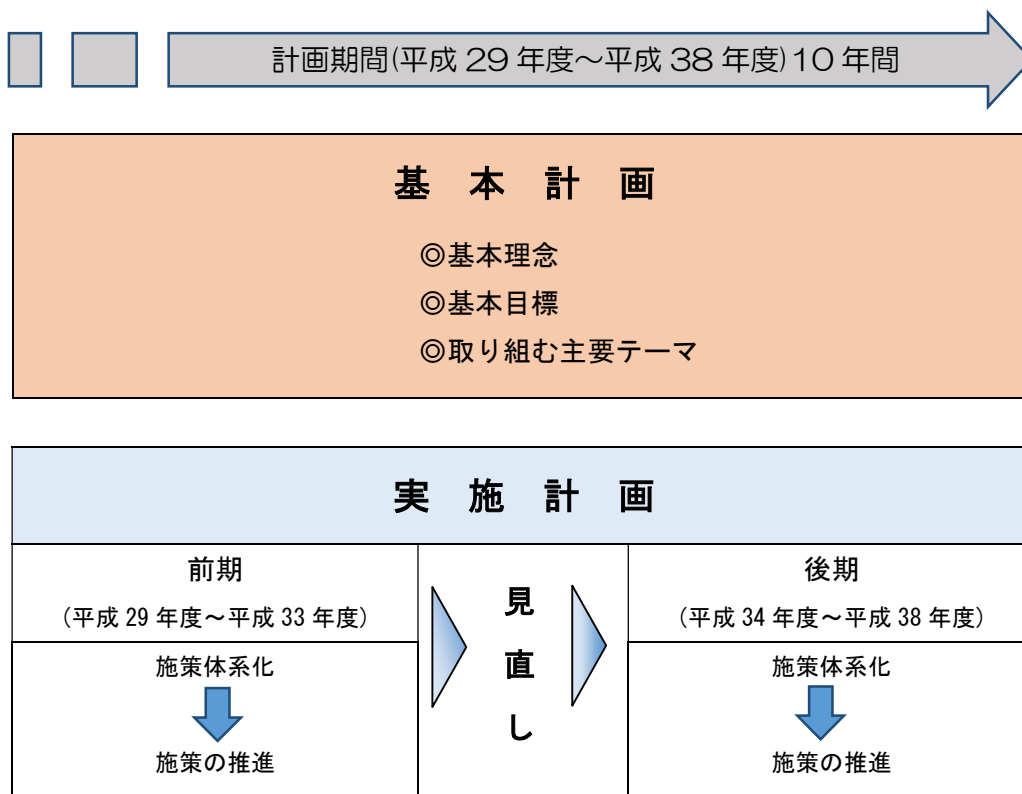
「実施計画」は基本計画を具現化するための基本的な施策を、体系的に明らかにするものです。

②計画期間

「基本計画」は平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。

「実施計画」は平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間を前期、平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 年間を後期とします。

前期「実施計画」期間中における社会情勢の変化や計画の進捗状況を評価・分析し、後期「実施計画」に反映させます。



Ⅱ 男女共同参画をとりまく現状と課題

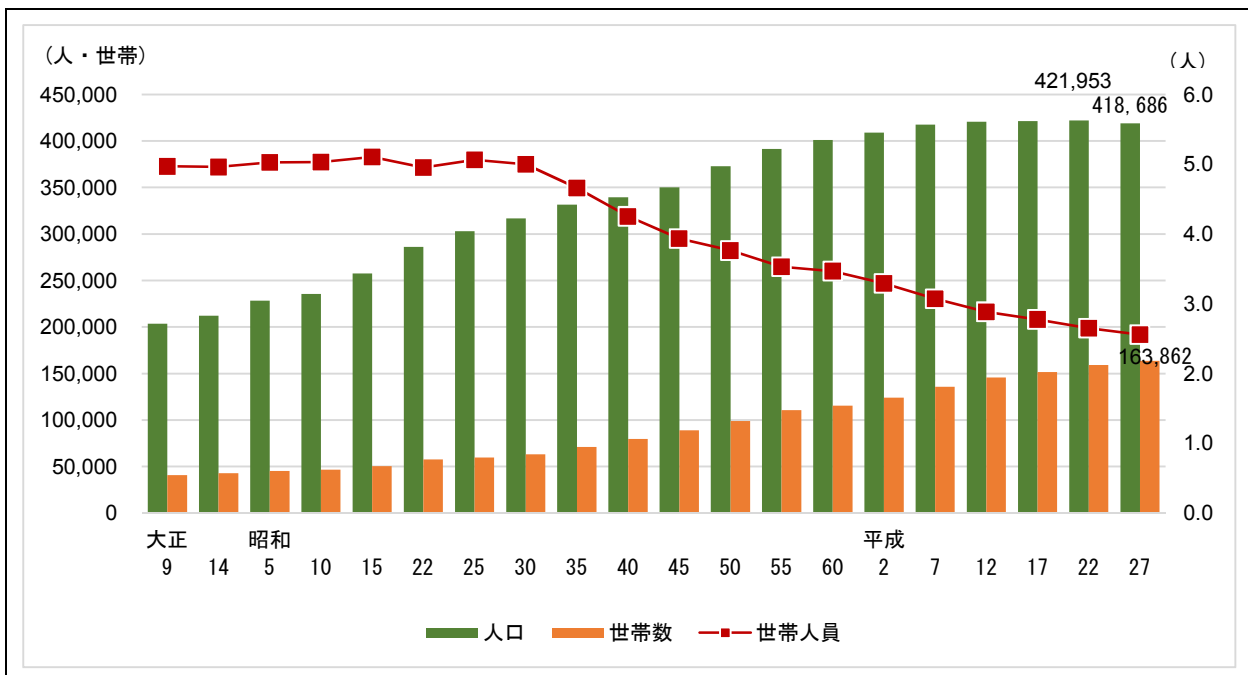
1 現状分析

(1)人口・人口動態

①人口・世帯数

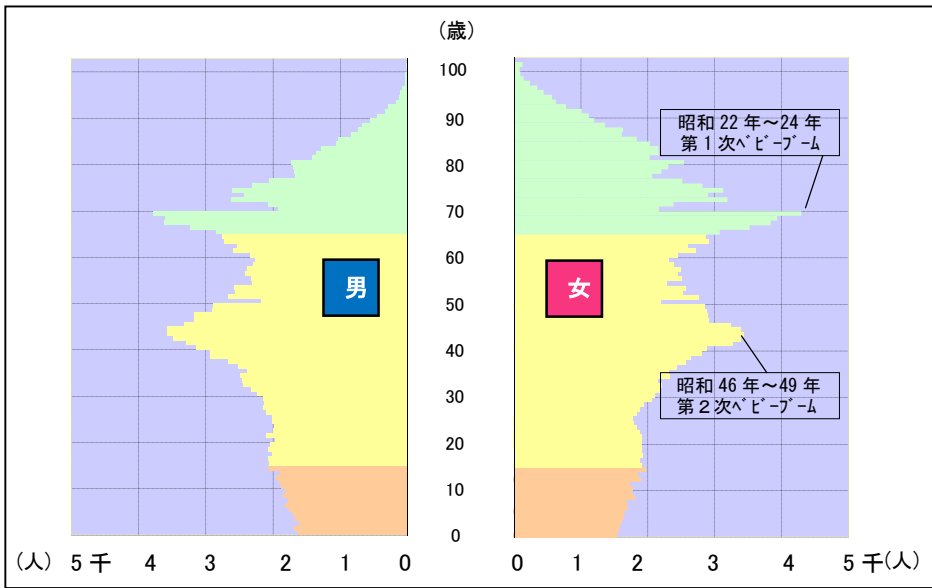
- 本市の人口は、国勢調査開始以来、増加してきましたが、平成 12 年頃からは、ほぼ横ばいで推移し、平成 27 年調査で初めて減少に転じました。
- 世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあります。
- 年齢別人口（人口ピラミッド（H28.9 末現在））をみると、『団塊の世代』が 65 歳を超え、本市の高齢化率は 28.4%に達しており、今後、高齢化はますます進行すると予想されます。
- 本市が行った人口推計シミュレーションによると、将来推計人口は合計特殊出生率が現在とほぼ同じ 1.42~1.45 程度で推移した場合、平成 72 年には 30 万人を割り込むとされています。

■富山市の人口・世帯数



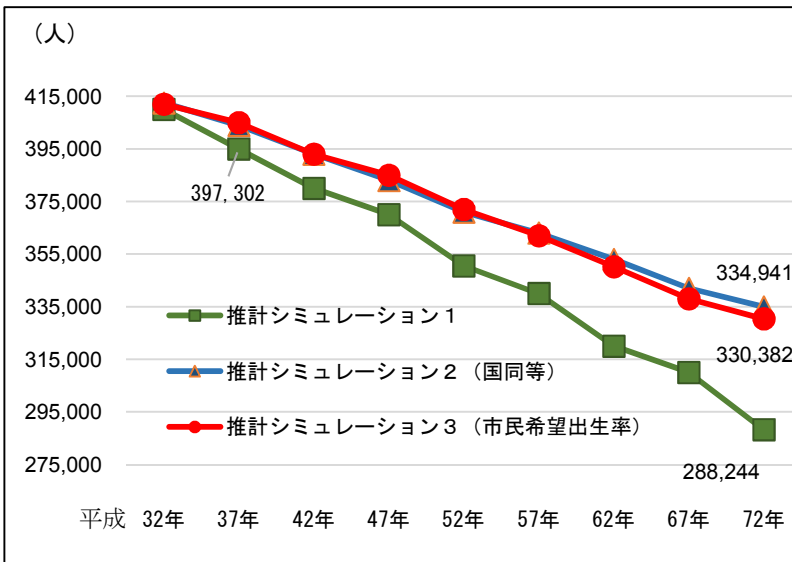
資料：国勢調査

■富山市の人口ピラミッド(平成 28 年 9 月末現在)



資料:住民基本台帳

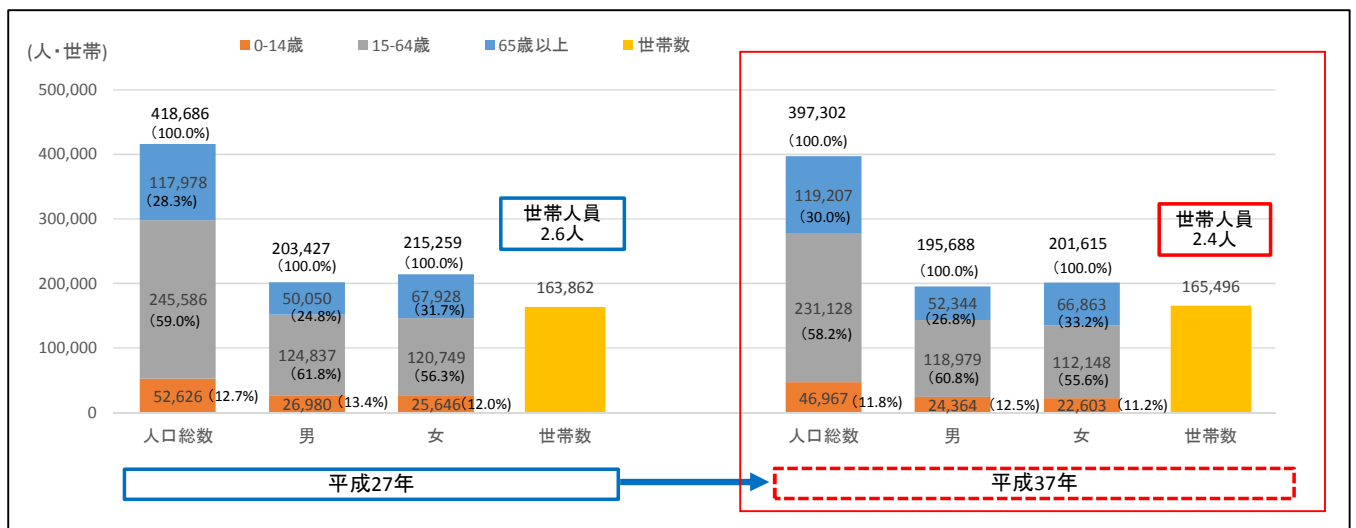
■推計人口



推計シミュレーション1	出生率は 1.42～1.45 程度で推移
推計シミュレーション2 (国同等)	出生率を国の示す人口置換水準に準拠→出生率は 2.07 まで上昇
推計シミュレーション3 (市民希望出生率)	富山市民の希望出生率を反映し、平成 72 年に 50 年前の人口水準程度となることを想定し推計

資料:富山市 人口ビジョン

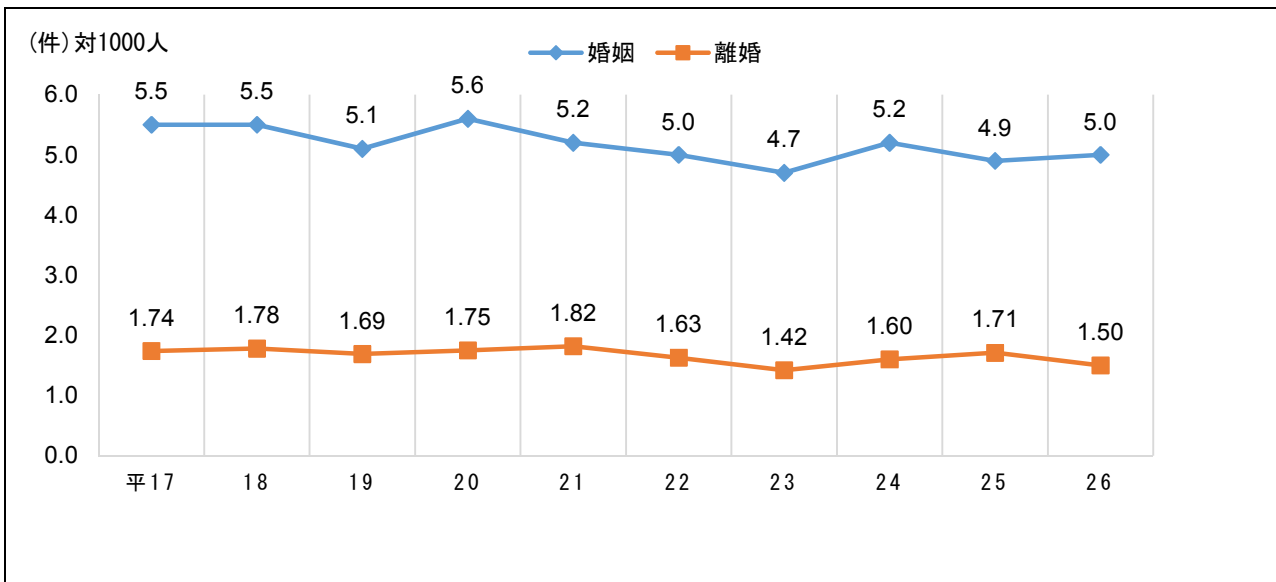
■10年後の人口・世帯数



②結婚・出生

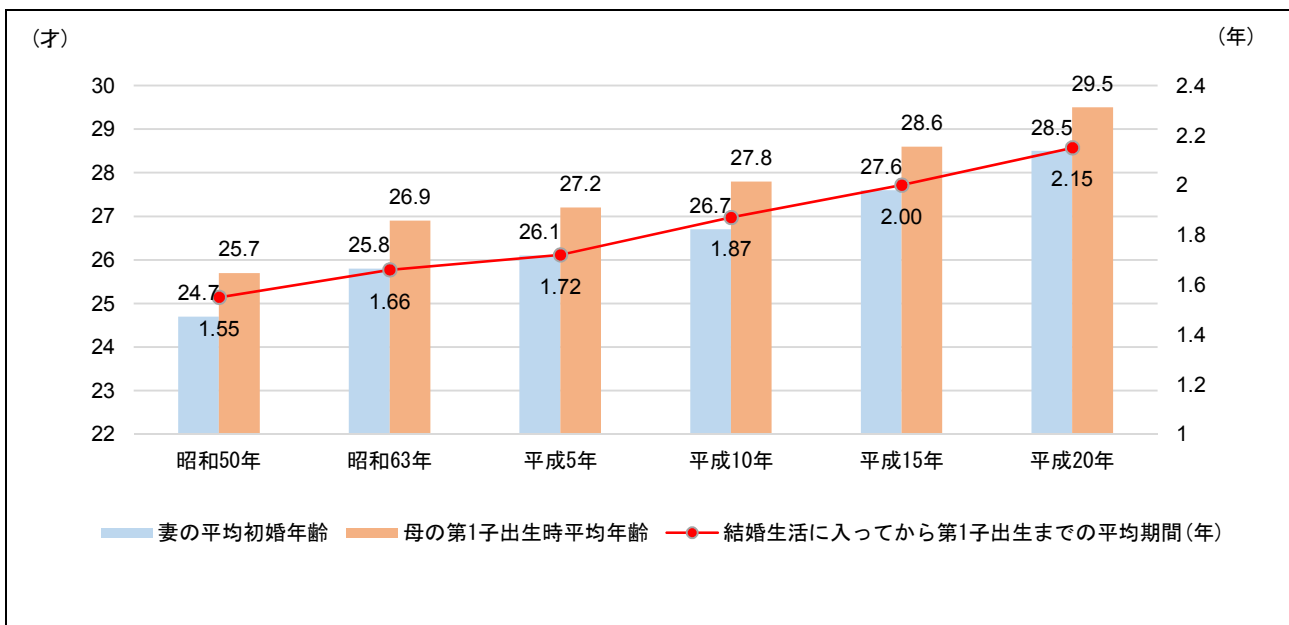
- 本市の人口 1,000 人当たり婚姻率は、平成 17 年以降の 10 年間では、わずかながら減少傾向にあり、平成 26 年で約 5.0 件となっています。
- 離婚率は、平成 22 年以降ほぼ横ばいで、平成 26 年は 1.50 件となっています。
- 女性の平均初婚年齢は年々上昇し、平成 20 年は 28.5 歳となっています。これに伴い、第 1 子出生時の母の平均年齢も上昇傾向にあり、平成 20 年は 29.5 歳となっています。
- 年齢別の未婚率では、男女とも未婚率が上昇している状況にあります。男性では、33 歳以上でその傾向が顕著に表れています。
- 合計特殊出生率は、近年回復基調にあり、本市は平成 26 年で 1.47 となっています。

■富山市の婚姻と離婚



資料:厚生労働省人口動態調査

■富山県の初婚・第 1 子出生時母の年齢

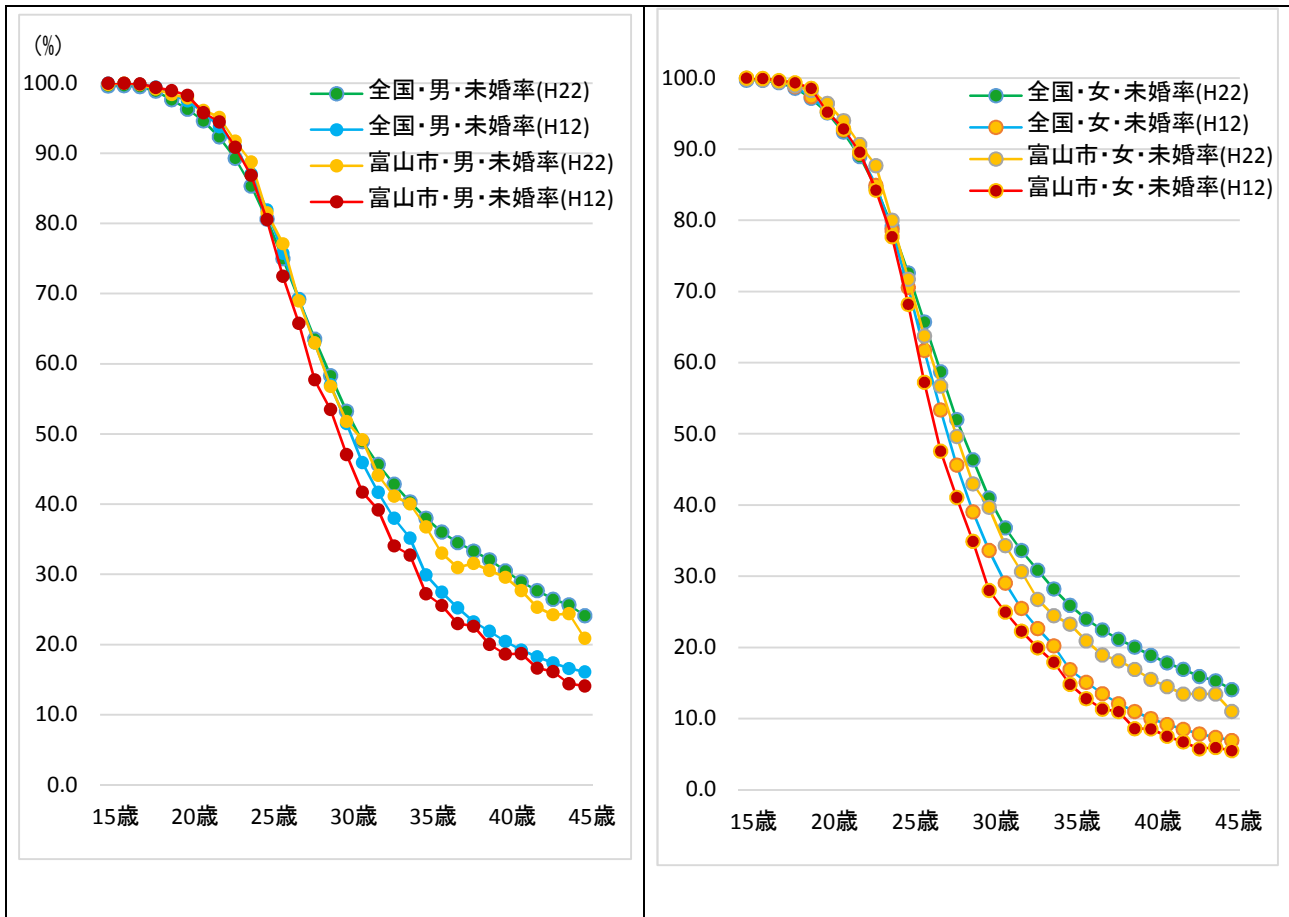


資料:厚生労働省人口動態調査

■ 年齢別未婚率

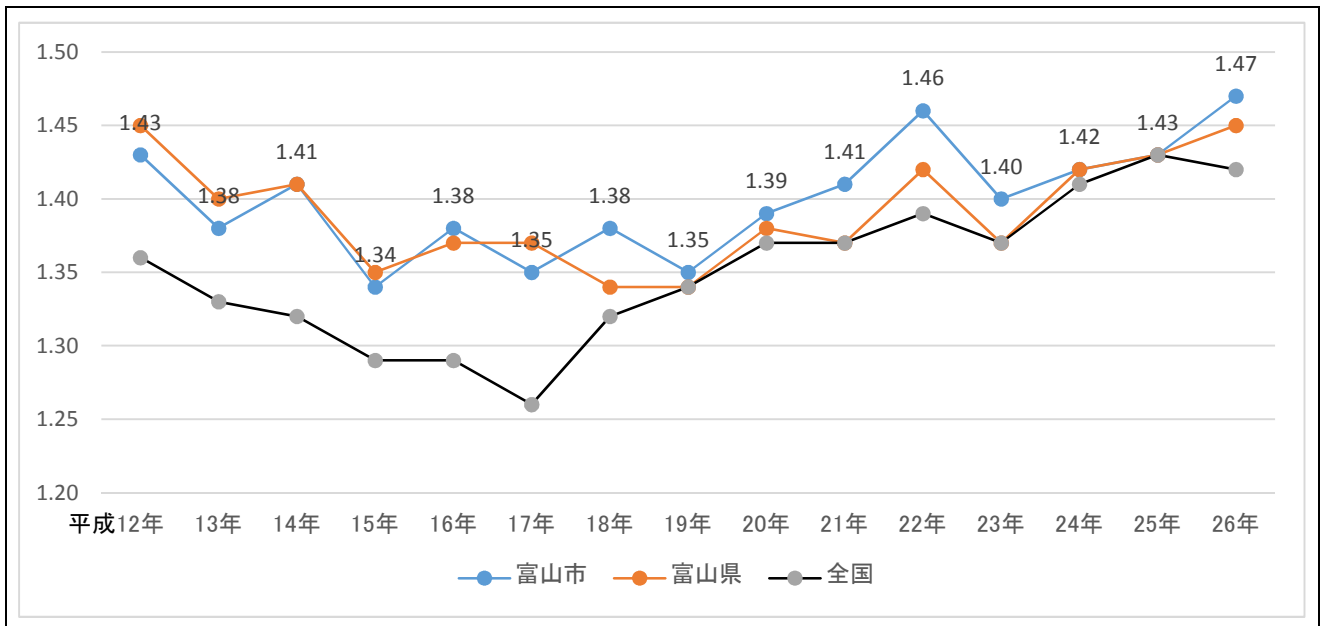
(男性)

(女性)



資料: 国勢調査

■ 合計特殊出生率



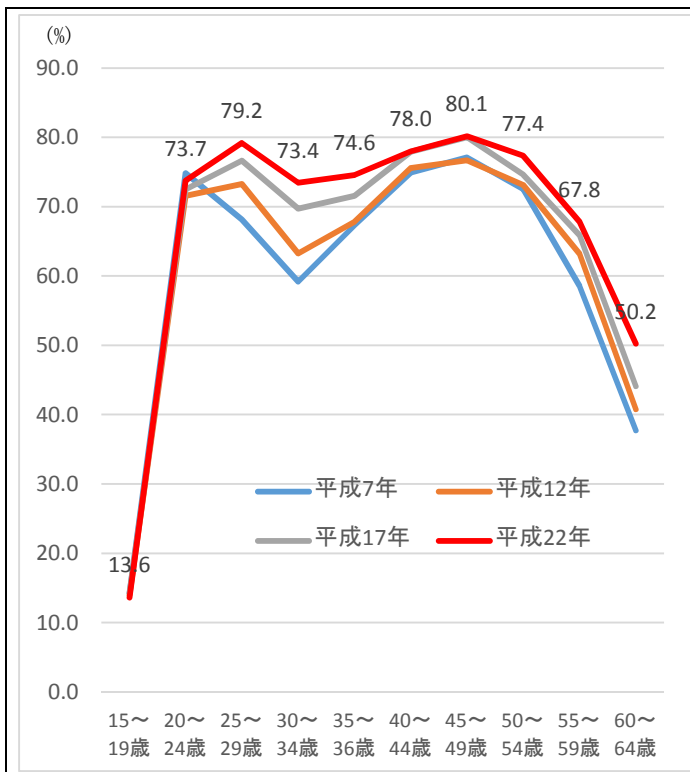
資料: 厚生労働省人口動態調査、富山県、富山市

(2) 雇用・就労

① 労働力の状況

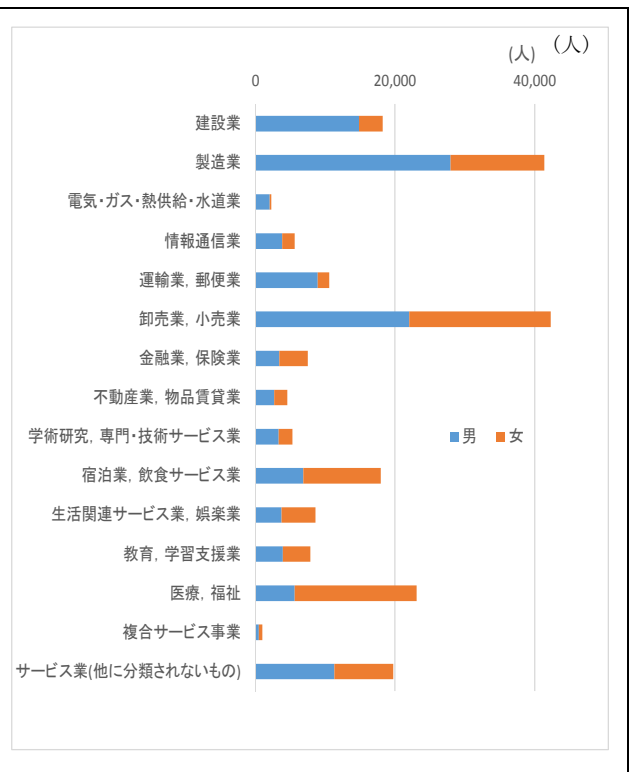
- 本市の女性の労働力率は上昇傾向にあり、出産・子育て期に低下するとされる、いわゆる「M字カーブ」は、近年M字の谷の部分の部分が浅くなってきています。
- 本市の産業別従業者数は「卸・小売業」が最も多く、次いで、「製造業」となっています。女性の従業者数では「卸・小売業」が最も多く、「医療・福祉」と続いています。
- 本市の労働力の状況（国勢調査）をみると、女性の状況は男性と比べ、「家事のほか仕事」「家事」の割合が大きくなっています。
- 本市の女性雇用者の非正規者比率は、全体で約50%近くにまで達し、「運搬・清掃・包装等従事者」「農林漁業従事者」「サービス職業従事者」「販売従事者」で非正規者比率が高くなっています。
- 女性の賃金水準は男性より低く、30歳以降は男性との賃金格差が拡大する傾向にあります。（富山県）

■ 富山市女性の年齢階級別労働力率



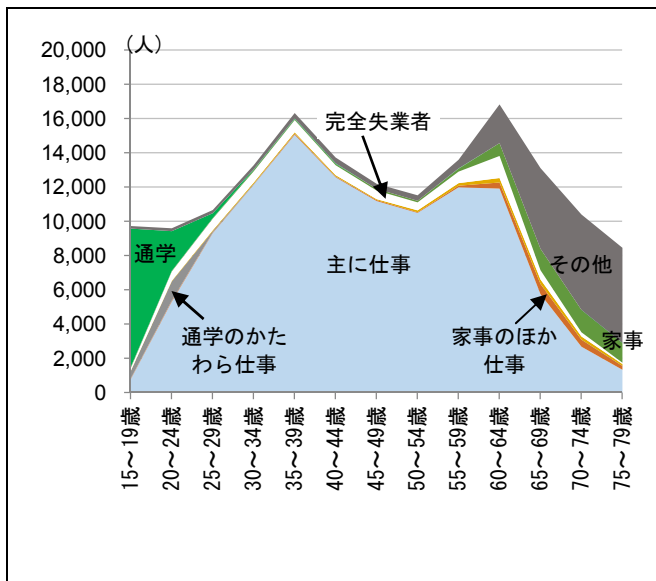
資料：国勢調査

■ 富山市産業別従業者数

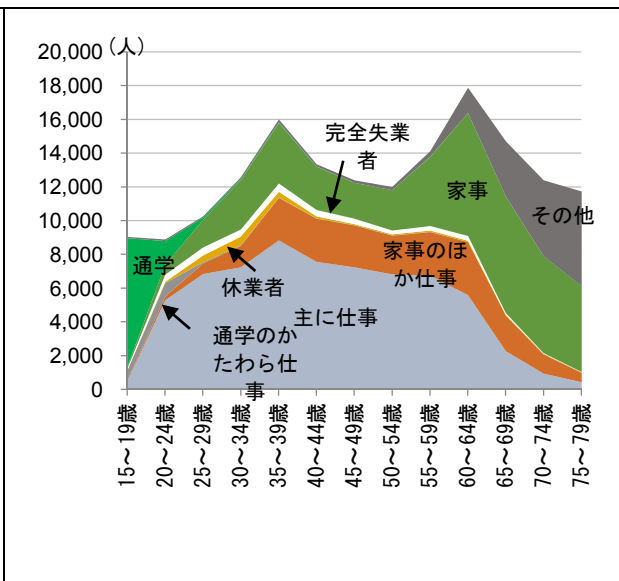


資料：経済センサス基礎調査(H26)

■富山市労働力の状況(男・H22)

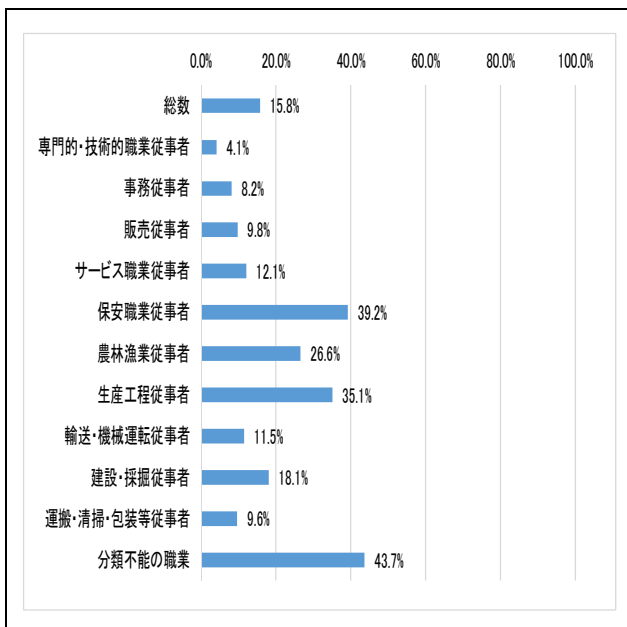


■富山市労働力の状況(女・H22)

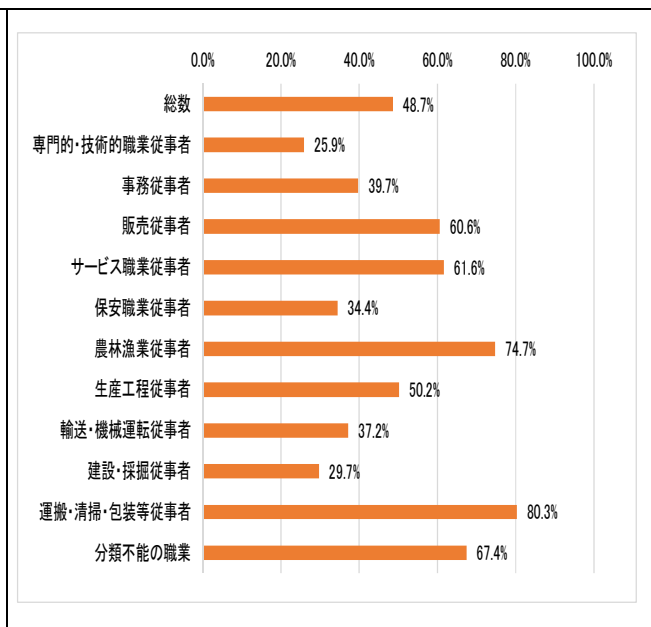


資料: 国勢調査

■富山市の職業別非正規者比率(男・H22)

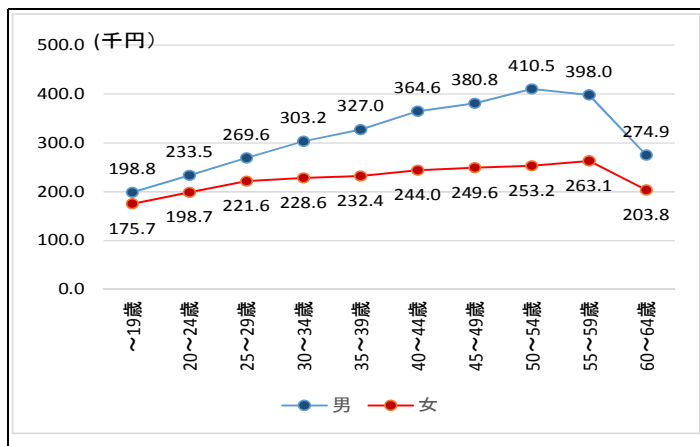


■富山市の職業別非正規者比率(女・H22)



資料: 国勢調査

■年齢階級別きまって支給する現金給与額(富山県)H26



資料: 平成 27 年賃金構造基本統計調査

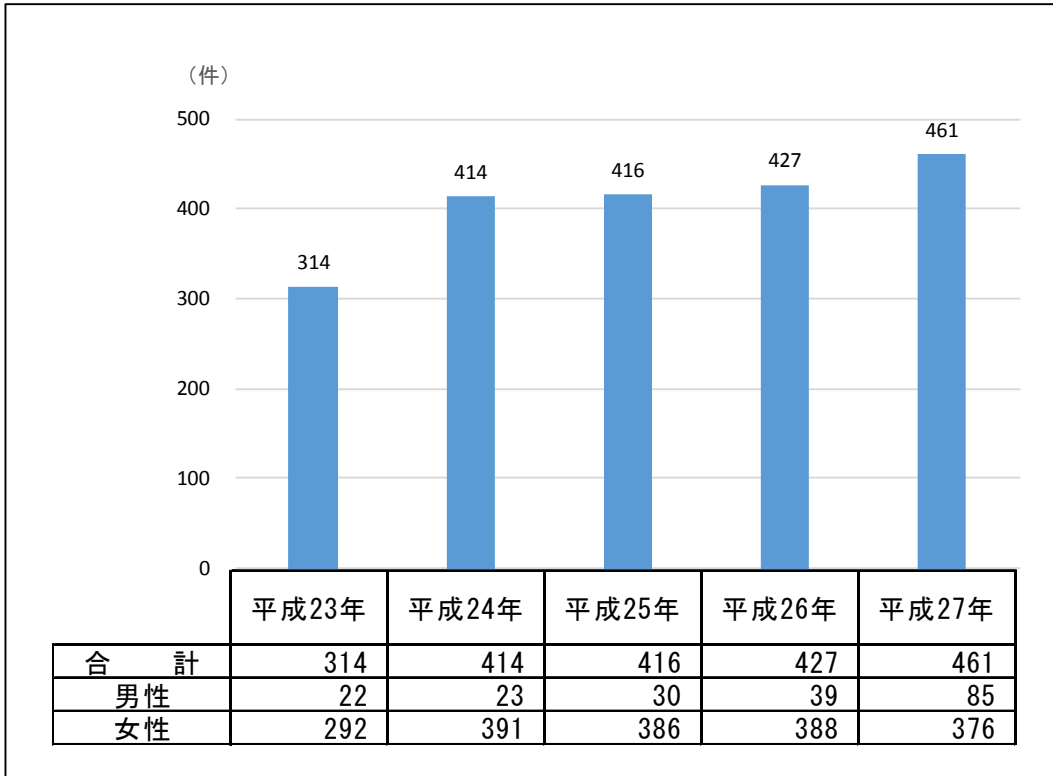
(3) 配偶者等からの暴力（DV）の状況

DVの被害状況

DVの被害状況(富山県警察本部統計)をみると、配偶者等からの暴力被害の認知件数は増加傾向にあり、被害者の年齢は20～40歳代に集中しています。

■配偶者からの暴力事案等の被害状況(富山県)

(件)



■被害者の年齢(富山県)

(件)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年						
	計		計		計		計		計						
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
10歳代	0	1	5	4	8	0	0	1	7						
20歳代	67	88	93	97	94	5	62	7	81	3	90	7	90	14	80
30歳代	104	133	123	127	145	6	98	6	127	10	113	15	112	30	115
40歳代	58	99	97	94	114	4	54	6	93	7	90	8	86	20	94
50歳代	30	30	35	38	34	6	24	3	27	7	28	3	35	9	25
60歳代	31	35	41	34	30	1	30	0	35	2	39	2	32	7	23
70歳代以上	24	28	22	33	35	0	24	1	27	1	21	4	29	4	31
年齢不詳	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

資料：富山県警察本部統計

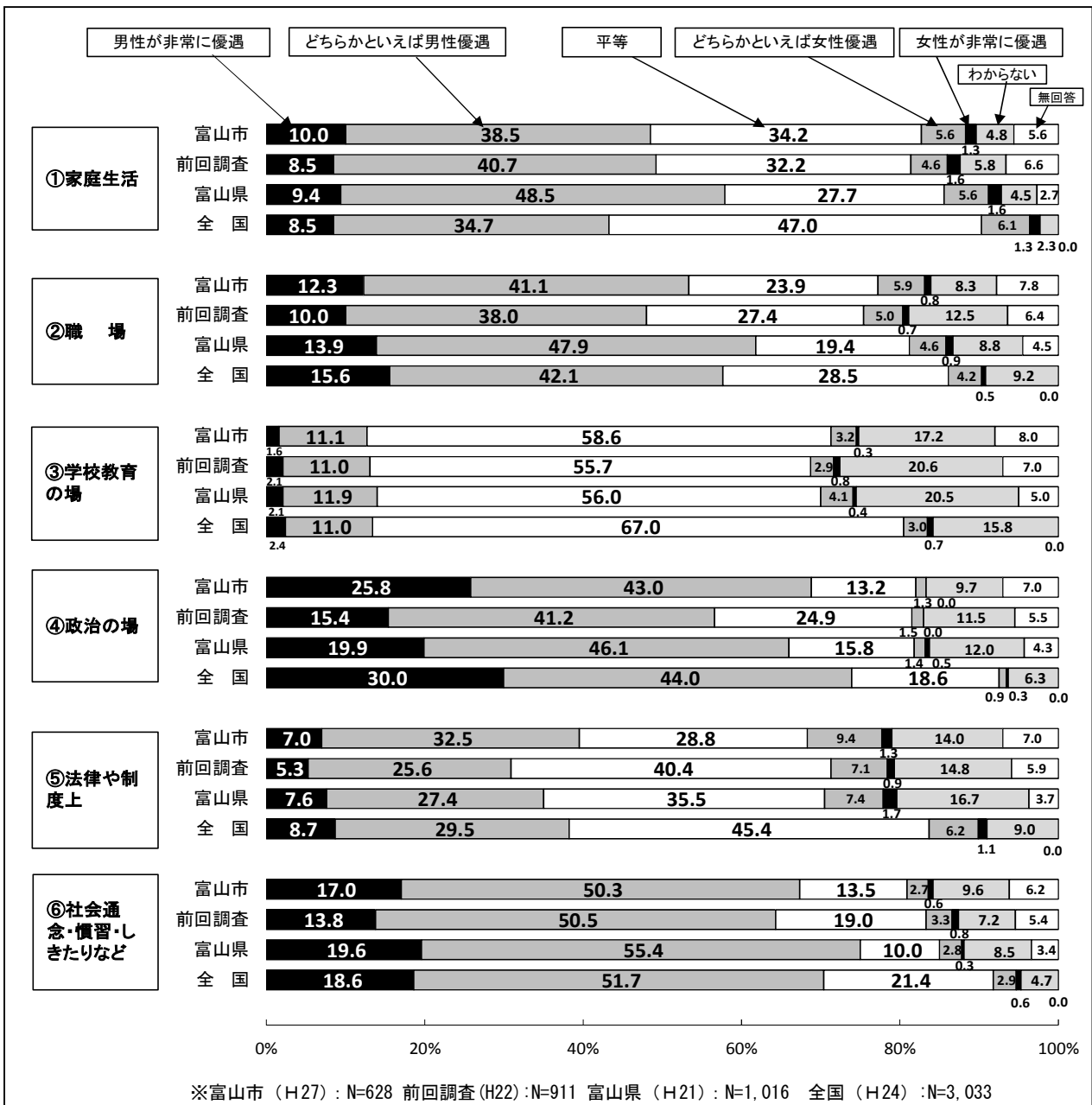
(4) 富山市民意識調査からみる現状分析

①男女の平等感について

「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」の6つの分野で「平等」とした割合は、「学校教育の場」が58.6%と最も多くなっています。全国、富山県でも同様ですが、特に全国は67.0%と、本市に比べて8.4ポイント多くなっています。

男性優遇とした割合は、「政治の場」が68.8%と最も多く、「社会通念・慣習・しきたりなど」が67.3%、「職場」が53.4%、「家庭生活」が48.5%となっています。

■男女の平等感（前回調査(H22)、全国、富山県との比較）



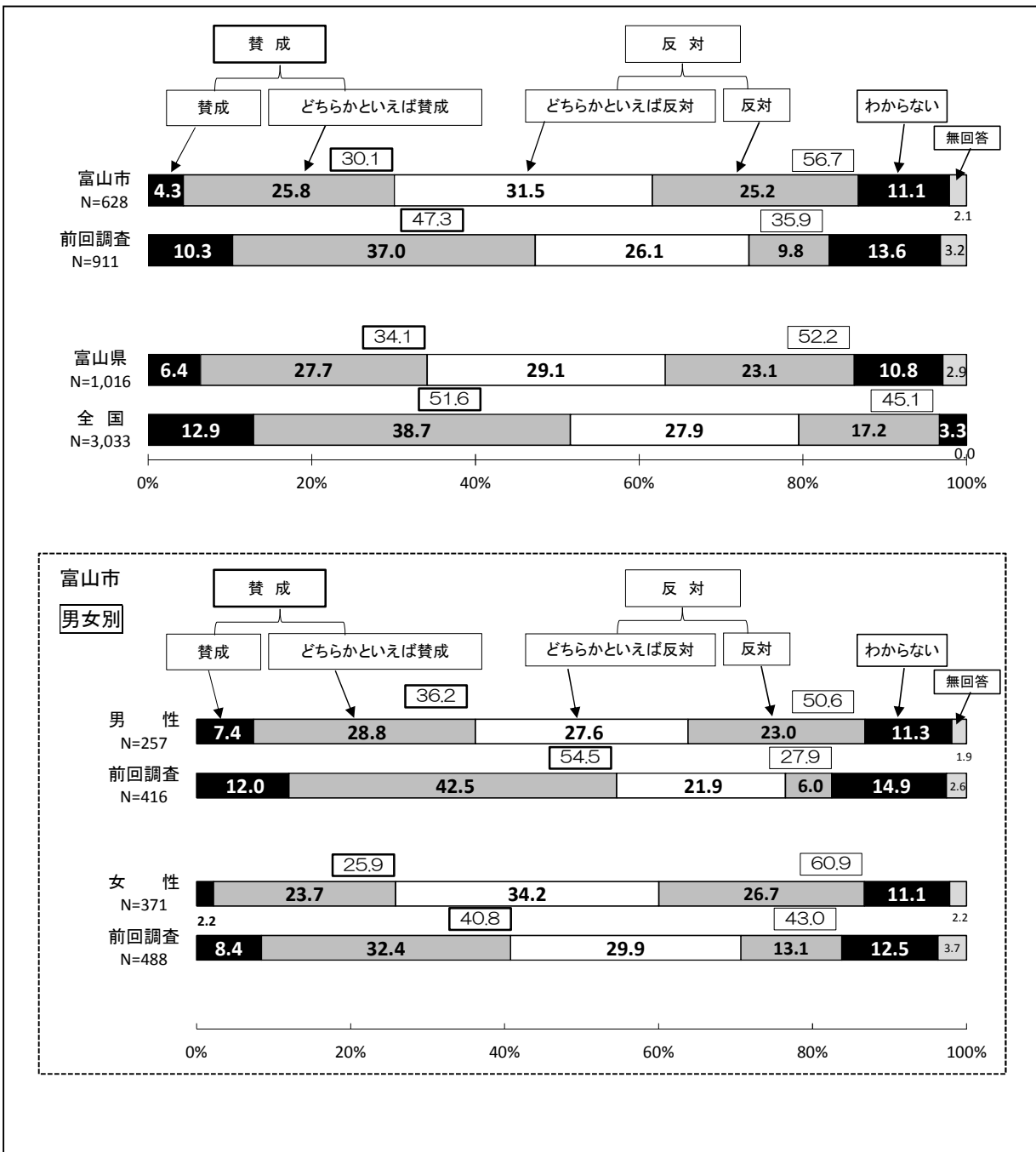
※富山市（H27）：N=628 前回調査（H22）：N=911 富山県（H21）：N=1,016 全国（H24）：N=3,033

資料：平成27年度富山市民男女共同参画に関する市民意識調査

②仕事と家庭における男女の役割について

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、反対とした割合（「反対」＋「どちらかといえば反対」）が56.7%と、賛成とした割合（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）30.1%を26.6ポイント上回っています。前回調査（平成22年）では賛成とした割合が反対とした割合を上回っていましたが、今回調査では、賛成とした割合が前回より17.2ポイント減少、反対とした割合が20.8ポイント増加しています。賛成とした割合を富山県、全国と比べると、それぞれ4.0ポイント、21.5ポイント少なくなっています。

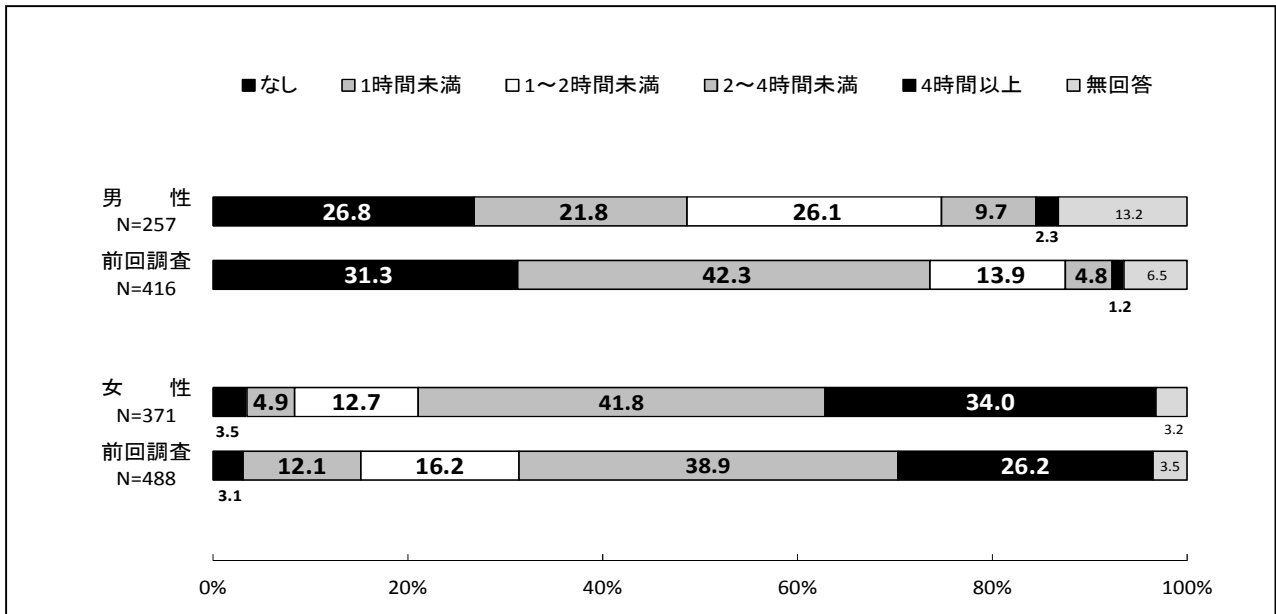
■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（前回調査(H22)、全国、富山県との比較、男女別）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

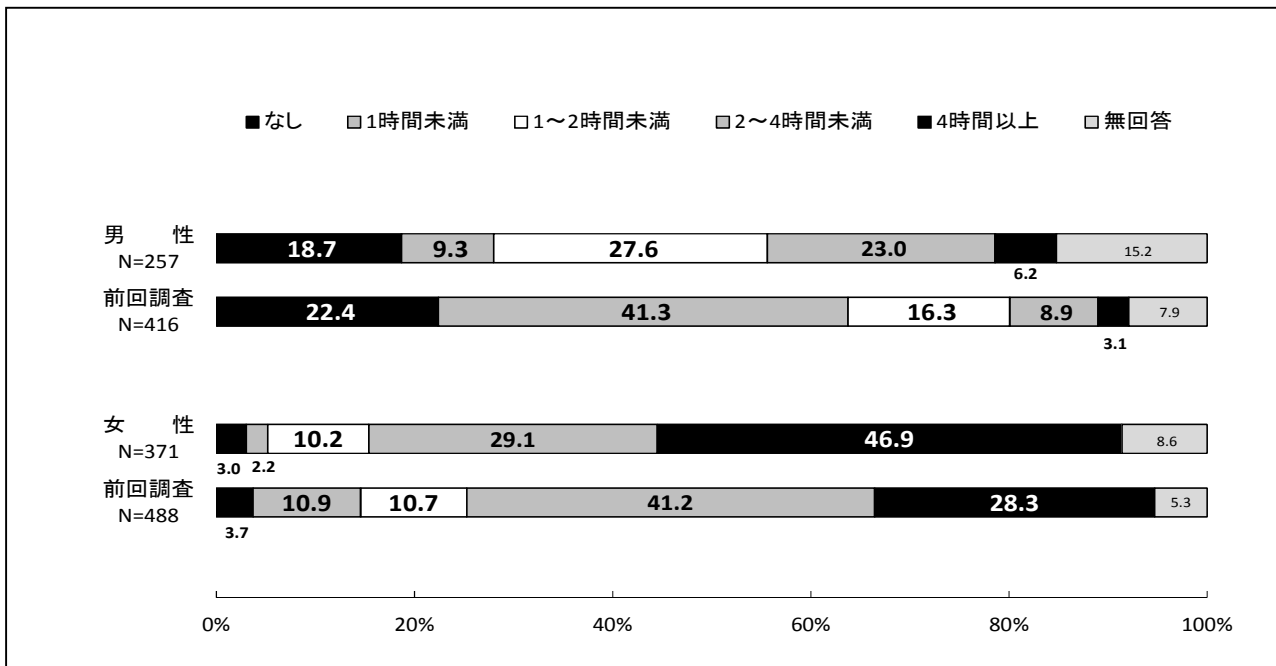
平日の家事時間についてみると、女性は「2～4 時間未満」が 41.8%、「4 時間以上」が 34.0%と、2 時間以上が 75.8%となっています。男性は「なし」が 26.8%、「1 時間未満」が 21.8%、「1～2 時間未満」が 26.1%と、2 時間未満は 74.7%となっています。休日の女性は「4 時間以上」が 46.9%と半数近くを占め、男性を 40.7 ポイント上回り、また平日に比べて 12.9 ポイント多くなっています。

■家事の時間（平日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

■家事の時間（休日）（男女別、前回調査(H22)との比較）

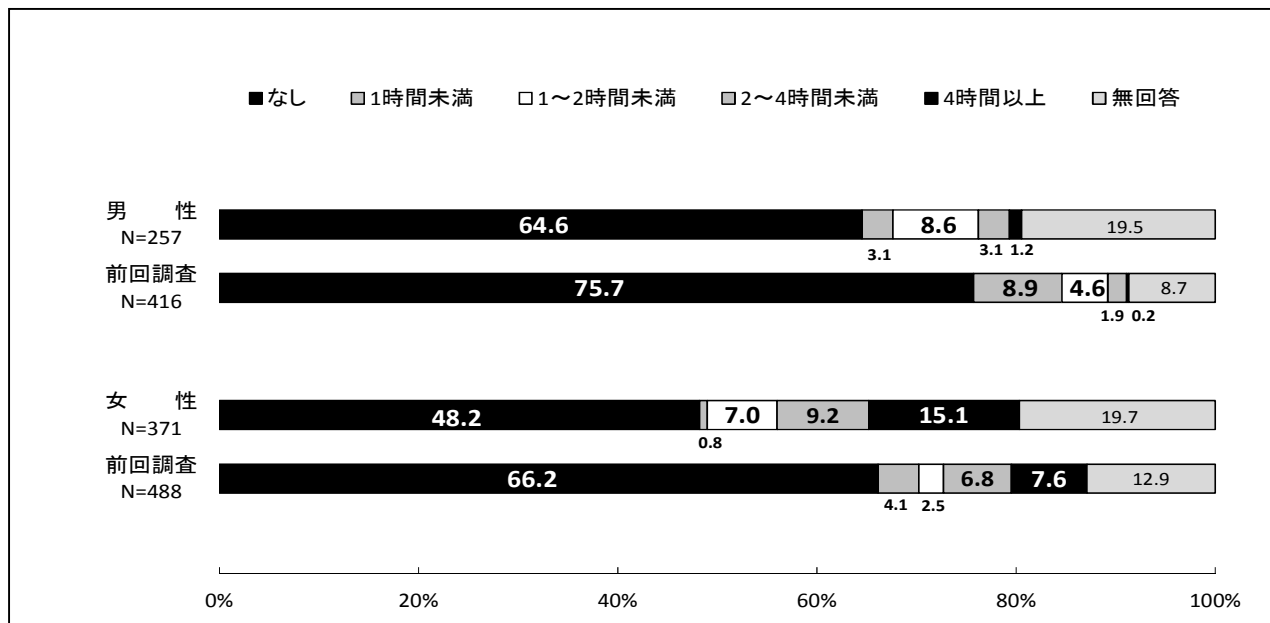


資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

育児時間については、平日の女性は「4時間以上」が15.1%、「2～4時間未満」が9.2%と、2時間以上が24.3%となっています。男性は「1～2時間未満」が8.6%、2時間以上は4.3%となっています。

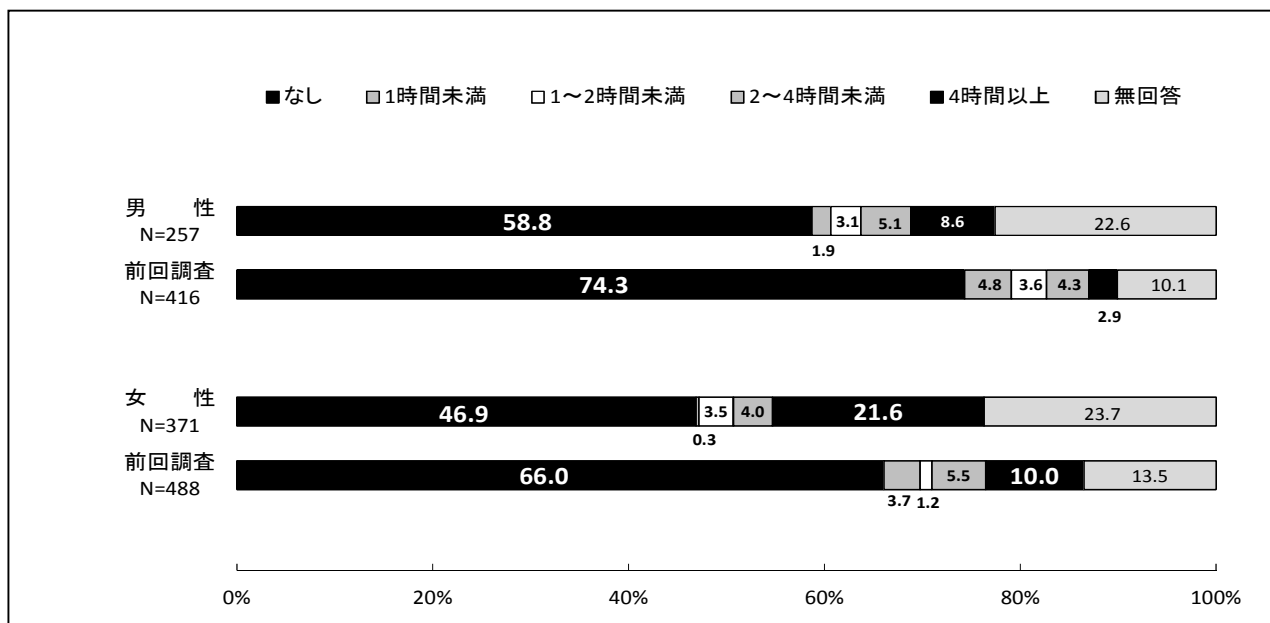
休日の女性は「4時間以上」が21.6%、「2～4時間未満」が4.0%と、2時間以上が25.6%と、平日を1.3ポイント上回っています。男性は、2時間以上が13.7%と、平日に比べて9.4ポイント多くなっています。

■育児の時間（平日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

■育児の時間（休日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



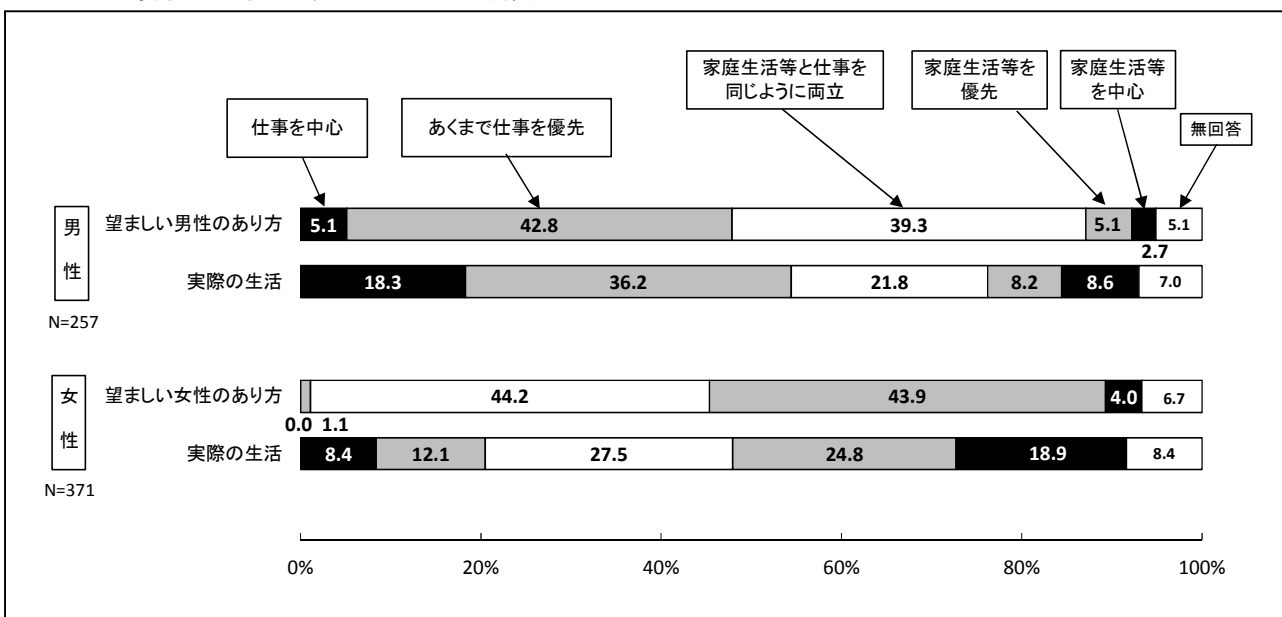
資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

③ワーク・ライフ・バランスについて

男性が考える「望ましい男性のあり方」については、仕事を優先とする割合（「仕事を中心」＋「あくまで仕事を優先」）が 47.9%、「家庭生活等と仕事の両立」が 39.3% となっていますが、実際の生活では、仕事を優先とする割合が多く 54.5% と半数を超え、「家庭生活等と仕事の両立」が 21.8% となっています。

女性が考える「望ましい女性のあり方」については、家庭生活等を優先とする割合（「家庭生活等を中心にする」＋「仕事には携わるが家庭生活等を優先させる」）が 47.9%、「家庭生活等と仕事の両立」が 44.2% となっていますが、実際の生活では「家庭生活等と仕事の両立」が 27.5%、仕事を優先とする割合が 20.5% となっています。

■望ましい男性・女性のあり方（理想と現実）



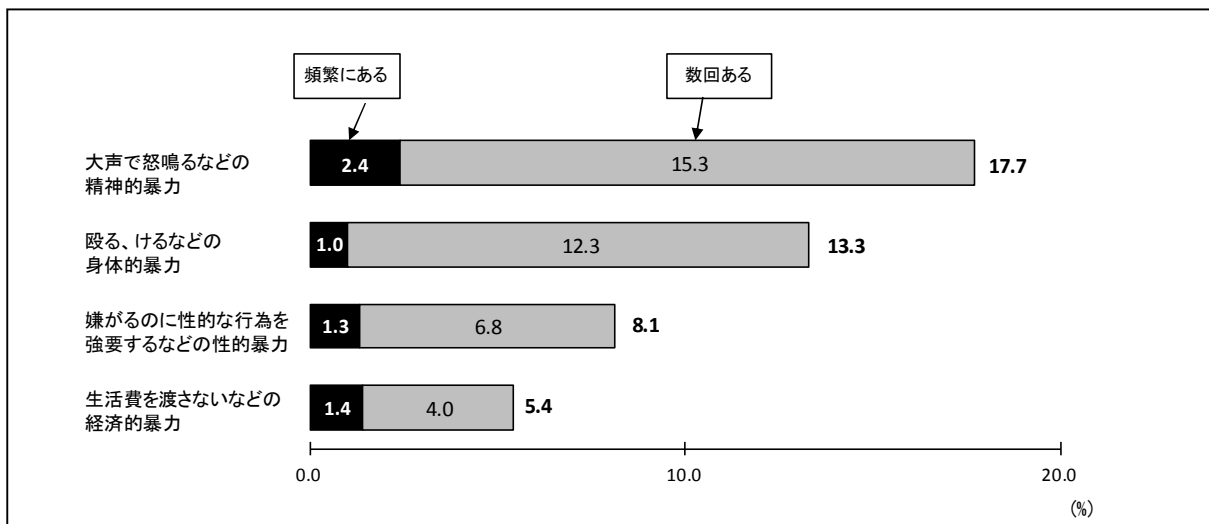
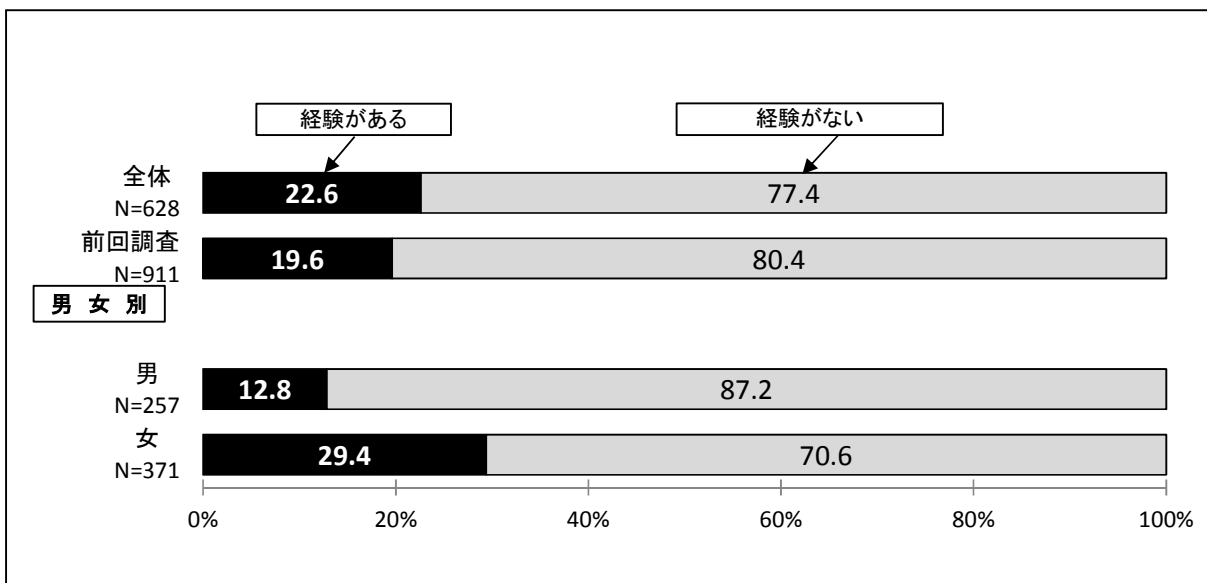
資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

④DVの経験について

本市調査では、DVを受けた経験があると答えた人は全体で22.6%、男性は12.8%、女性は29.4%に達し、前回調査（平成22年）と比べると、「経験がある」とした割合は3.0ポイント増加しています。

4つの暴力行為のうち、精神的暴力の経験が一番多く17.7%（「頻繁にある」2.4%＋「数回ある」15.3%）。次いで身体的暴力は13.3%（「頻繁にある」1.0%＋「数回ある」12.3%）、性的暴力は8.1%（「頻繁にある」1.3%＋「数回ある」6.8%）、経済的暴力は5.4%（「頻繁にある」1.4%＋「数回ある」4.0%）となっています。

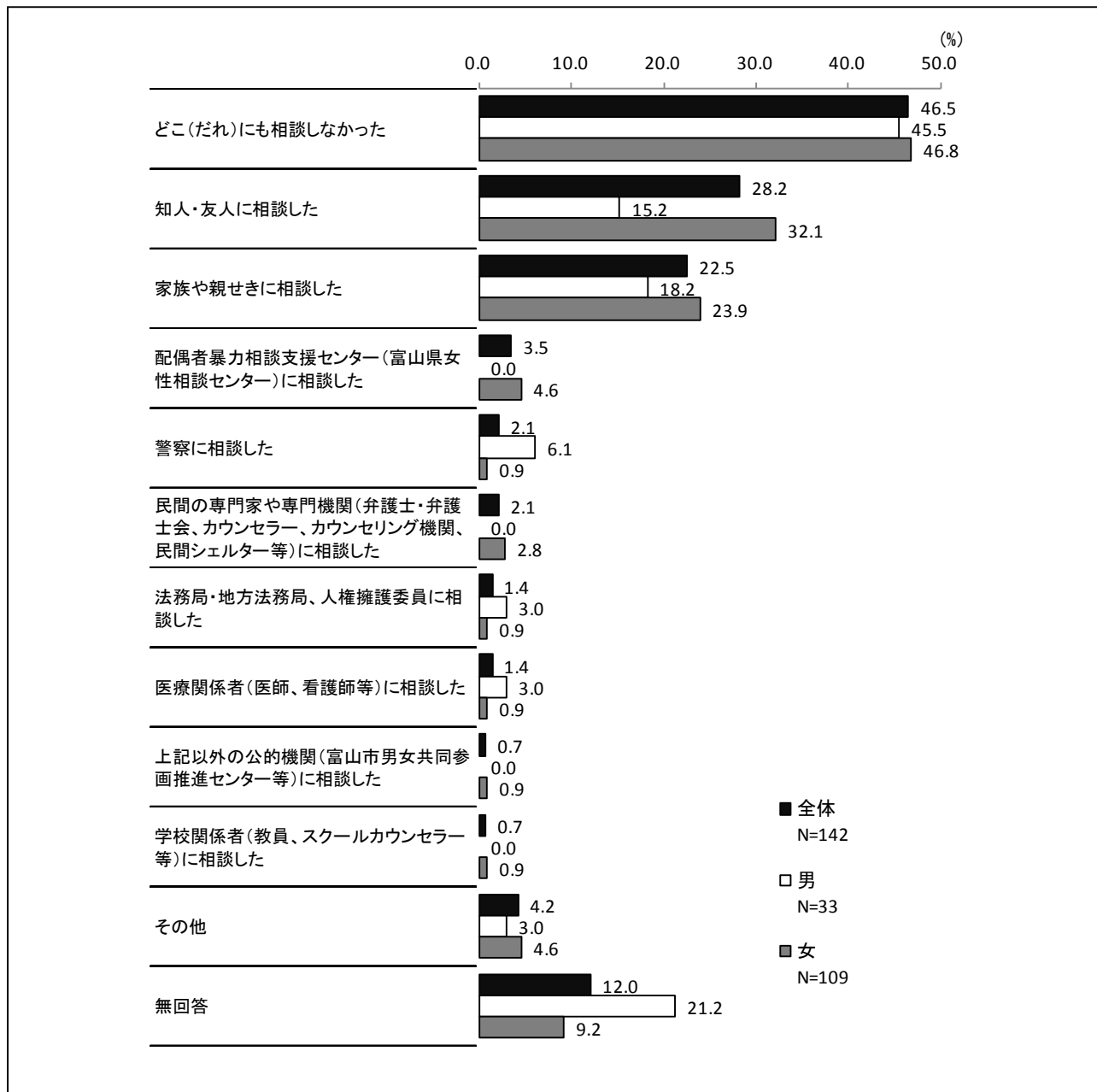
■ DVの経験（前回調査(H22)との比較、男女別）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

一つでもDV経験がある人のうち、どこか(だれか)に相談したかをみると、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が46.5%と半数近くを占めています。相談した人の相談先は「知人・友人」が28.2%、「家族や親せき」が22.5%となっています。

■ DVの相談先（複数回答）

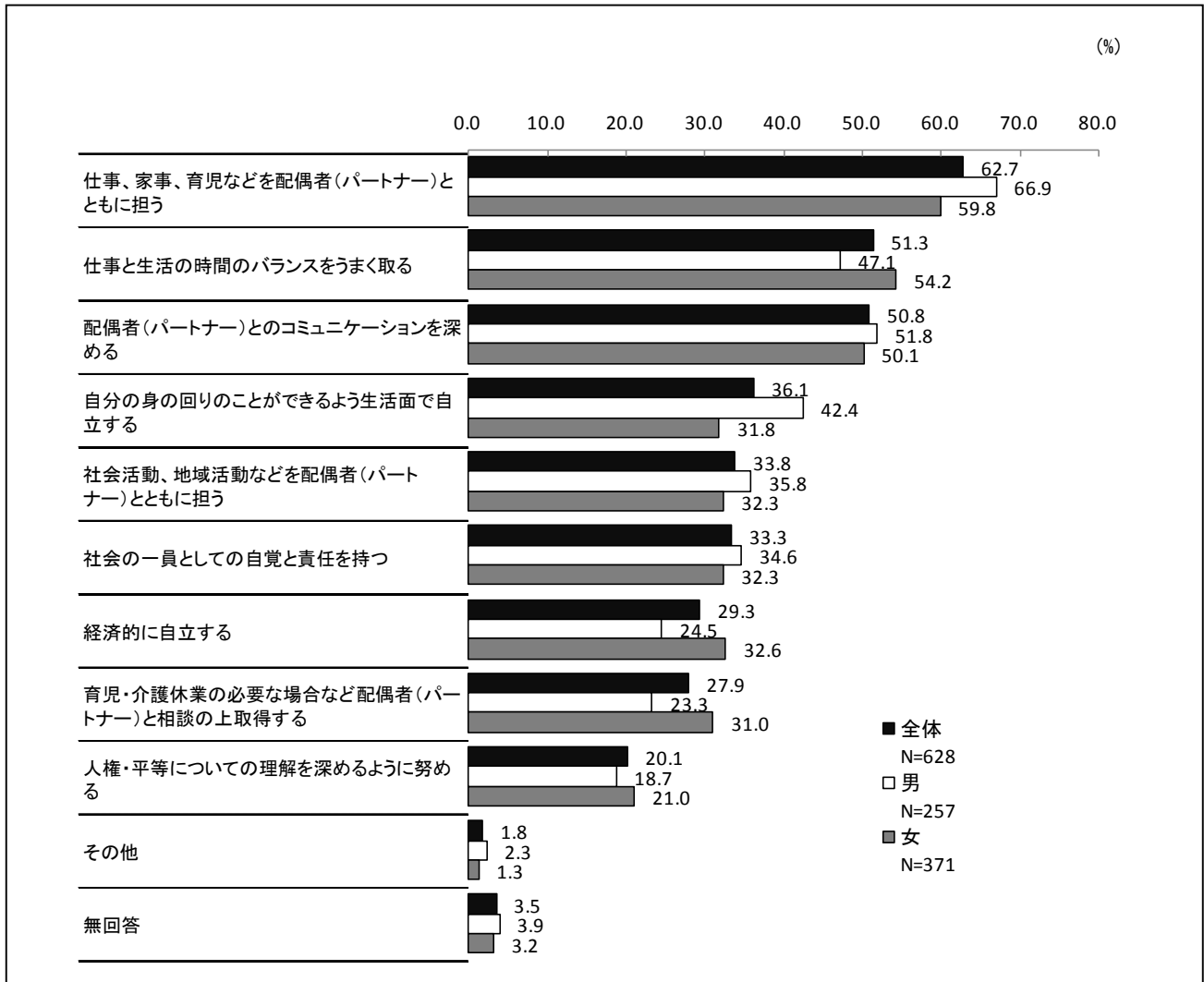


資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

⑤男女共同参画の取り組みについて

男女共同参画を推進するために必要だと思うことは、「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」が62.7%、次いで「仕事と生活の時間のバランスをうまく取る」が51.3%、「配偶者（パートナー）とのコミュニケーションを深める」が50.8%となっています。

■男女共同参画を推進するために必要なこと（複数回答）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

(5) 国・県の動き

「富山市男女共同参画プラン後期実施計画 2012-2016」策定後の国・県の主な動きは次のとおりです。

<国の動き>

ワーク・ライフ・バランスの推進

①「子ども・子育て支援新制度」の実施

平成 24 年、子ども・子育て関連 3 法が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から実施されました。また、平成 28 年には、従業員が働きながら子育てしやすい環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援する「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

女性の活躍推進

②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行

平成 27 年、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、301 人以上の労働者を雇用する事業主に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられました。

男女共同参画全般の推進

③「第 4 次男女共同参画基本計画」の策定

平成 27 年、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」などの 12 項目を重点分野とする、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

<富山県の動き>

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第 3 次）」の策定

平成 26 年、改正DV防止法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもDV防止法の適用対象となったことや、本県でも顕在化しているDV被害の現状などを踏まえ、平成 28 年に、第 3 次「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定されました。

②「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」の見直し

「富山県民男女共同参画計画（第 3 次）」は、平成 29 年度に見直しが行われる予定となっています。

2 主要課題

(1) 意識と行動のギャップ

市民意識調査をみると、意識と行動の間でギャップが垣間見られます。「学校教育の場」における平等感は6割を占めますが、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「職場」で5割以上が男性優遇と感じています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に「反対」が「賛成」を上回っているものの、実際の生活時間では、男性は仕事中心、女性は家庭中心の傾向が見られます。

こうした意識と実生活のギャップをなくし、男女が支え合って社会生活を営む文化風土を醸成する必要があります。

(2) 限定される働き方の選択肢

各種統計調査の結果から、女性の中には、出産・育児を理由に一旦退職し、育児等を終えた後に、再び就職を希望しても、家計補助的な非正規雇用の職がほとんどで、自らの働き方の選択肢が限定されているという状況が多く見られます。

様々な分野で、男女を問わずすべての人が活躍できるような社会を実現するため、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場面において、個性を尊重し多様な生き方を受け入れ、認めあう社会を作り上げていく必要があります。

(3) 女性に偏る負担

国勢調査によれば、本市の人口は平成27年の調査で減少に転じ、また、生産年齢人口の減少も予想される中、女性の社会進出が期待されています。しかし育児や家事など、家庭生活の負担の多くは女性に偏っており、家庭生活と仕事の両立を困難にしている要因と言えます。

男女問わず、能力や意欲のある人が継続して仕事を続けることができ、経済的な不安を減らすとともに、家庭や地域で支え合い、女性の育児・家事への負担感を減らす環境づくりが求められています。

(4) 増え続ける配偶者等からの暴力（DV）

性犯罪、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に認められるものではありません。中でも、DVは、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われ、被害を受けても外部に相談することに抵抗を感じる人が未だ多いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を実現するため、今後も男女間のあらゆる暴力を未然防止するための意識啓発、被害者の視点に立った相談体制整備などに取り組む必要があります。

第2章 基本計画

第2章 基本計画

1 計画の基本理念

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した時代にあって、社会の多様性と活力を高め、より豊かに発展していくため、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画を推進していくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる基本理念のもとに、「男女共同参画社会」の実現を目指します。

富山市男女共同参画推進条例で掲げる7つの基本理念

男女の人権の尊重（条例第3条より） 男女を問わずすべての人は、個人としての尊厳を重んじられなくてはなりません。個人としての能力を十分に発揮する機会を確保される必要があります。
社会制度や慣行についての配慮（条例第4条より） 男女のどちらかが優遇と感じられる制度や慣行を見直し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないような配慮が必要です。
政策等の立案・決定における共同参画機会の確保（条例第5条より） 男女はお互い認め合いながらよりよい社会を築いていくためのパートナーです。政策立案・方針決定に男女ともに参画する機会が確保されることが重要です。
家庭生活と社会活動の両立（条例第6条より） 家庭生活の営みとその他の社会活動を両立できるように、よりよい社会づくりに取り組む必要があります。
男女の性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（条例第7条より） 男女を問わず、すべての人が生涯にわたって、心身の健康を確保し生活できる環境に配慮する必要があります。
世界的視野の下での男女共同参画（条例第8条より） 男女共同参画推進の様々な取組は国際的な動きとともに進められてきたことから、この動きについて理解と関心を深め、連携・協力しながら男女共同参画推進に関わることが重要です。
市、市民及び事業者の協働（条例第9条より） 男女共同参画の推進のため、市、市民や事業者はそれぞれの役割を理解し、お互いが協働して取り組むことによって、より大きな成果を目指すことが重要です。

2 基本目標

富山市男女共同参画推進条例の基本理念に鑑み、様々な課題に対応するため基本目標と施策等を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

●基本目標 1	男女共同参画の意識の醸成から行動を促す
●施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・「男は男らしく、女は女らしく」とする固定的観念から脱却し、個性を尊重し、多様な生き方を受け入れ、認め合う社会をつくるため環境を整える。 ・男女共同参画の意識の浸透と、実際の行動に結びつける取組を推進する。 	
●取り組む主要テーマ	
(1)男女の人権尊重、平等意識の啓発 (2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実 (3)心と体の健康づくり	

目標とする指標

内容	基準値 H27 年度	➡	目標値 H33 年度
社会通念・慣習の分野で男性優遇と感じる人の割合	67.3%	➡	60.0%
「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について反対とした人の割合	56.7%	➡	70.0%

●基本目標 2	【富山市女性活躍推進計画】 男女が共にいきいきと活躍する社会を創る
●施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方ができ、経済的自由や自己実現につなげられる社会システム(文化風土を含む)に変革する。 ・誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進する。 	
●取り組む主要テーマ	
(1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成 (2)女性の自己実現、経済的自由の支援 (3)誰もが能力を発揮できる環境の整備	

目標とする指標

内容	基準値 H27 年度	➡	目標値 H33 年度
富山市附属機関における女性委員の登用率	26.7% (H28 年度)	➡	30.0%
実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している男性の割合	21.8%	➡	30.0%
実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している女性の割合	27.5%	➡	30.0%

●基本目標 3	支え合う家族・地域社会づくりの推進
●施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・家族ぐるみ、地域ぐるみで子育てや介護等ができる環境をつくる。 ・自治会等地域活動における女性の参画拡大を図る。 	
●取り組む主要テーマ	
(1) 家族ぐるみの支え合い (2) 地域における男女共同参画の推進	

目標とする指標

内容	基準値 H27 年度	目標値 H33 年度
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合 (平日)	48.6%	25.0%
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合 (休日)	28.0%	15.0%
男女共同参画推進地域リーダー主催の行事参加者数	1,921 人	3,000 人

●基本目標 4	【第2次富山市DV対策基本計画】 男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進
●施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくりを推進する。 ・相談しやすい環境づくりを推進する。 ・DV被害者の支援と関係機関の連携を強化する。 	
●取り組む主要テーマ	
(1) 男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり (2) 相談体制の強化 (3) 安全確保と自立支援 (4) DV対策推進体制の強化	

目標とする指標

内容	基準値 H27 年度	目標値 H33 年度
DVを受けた経験がある人の割合	22.6%	10.0%
DV被害にあった際、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	46.5%	25.0%
DV被害にあった際、どこに相談したらよいのかわからなかった人の割合	9.1%	5.0%